

独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務運営委員会運営細則の改正（案） 新旧対照表

改 正 (案)	現 行
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(議事)	(議事)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 委員長は、自らの監督の下、前項の規定に基づく電子メールの送受信等の事務を、運営委員会の庶務を処理する <u>林業調整室林業業務推進課</u> に行わせることができる。	2 委員長は、自らの監督の下、前項の規定に基づく電子メールの送受信等の事務を、運営委員会の庶務を処理する <u>林業管理室</u> に行わせることができる。
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この細則は、令和元年9月 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。